

## り災区分別・再建方法別 住まい再建のための支援制度一覧

住まいの再建に係る支援制度を、り災区分および再建方法別に掲載しています。一部、上限額の変更や受付期間など制度内容の変更もありますのでご確認をお願いします。

### ■全壊・大規模半壊

		再建方法と被災住宅の居住区分						
		建築・購入する		補修する		賃貸住宅に転居		
		自己所有	借家	自己所有	借家	自己所有	借家	
支援制度	P3 生活再建支援制度	①基礎支援金	○	○	○	○	○	○
		②加算支援金	○	○	○	○	○	○
	P4 義援金の配分(厚真町)	①1次配分	○	○	○	○	○	○
		②1次配分(新築・購入)	○	○				
		③2次配分(修繕)			○			
		義援金の配分(北海道)	○	○	○	○	○	○
		住宅災害見舞金(北海道)	○	○	○	○	○	○
	P5 被災住宅の応急修理			○	○			
	P6 住宅リフォーム補助金							
	P7 住宅復旧支援事業補助金			○	○			
P8 住宅再建融資利子助成		○	○					
P8 持ち家住宅建築促進助成金		○	○					

### ■半壊

		再建方法と被災住宅の居住区分						
		建築・購入する		補修する		賃貸住宅に転居		
		自己所有	借家	自己所有	借家	自己所有	借家	
支援制度	P4 義援金の配分(厚真町)	①1次配分	○	○	○	○	○	○
		②1次配分(新築・購入)	○	○				
		③2次配分(修繕)			○			
		義援金の配分(北海道)	○	○	○	○	○	○
		住宅災害見舞金(北海道)	○	○	○	○	○	○
	P5 被災住宅の応急修理			○	○			
	P6 住宅リフォーム補助金			○	○			
	P7 住宅復旧支援事業補助金			○	○			
	P8 住宅再建融資利子助成		○	○				
	P8 持ち家住宅建築促進助成金		○	○				

### ■一部損壊

		再建方法と被災住宅の居住区分						
		建築・購入する		補修する		賃貸住宅に転居		
		自己所有	借家	自己所有	借家	自己所有	借家	
支援制度	P4 義援金の配分(厚真町)	①1次配分	○	○	○	○	○	○
		②1次配分(新築・購入)						
		③2次配分(修繕)			○			
		義援金の配分(北海道)	○	○	○	○	○	○
		住宅災害見舞金(北海道)						
	P5 被災住宅の応急修理							
	P6 住宅リフォーム補助金			○	○			
	P7 住宅復旧支援事業補助金			○	○			
	P8 住宅再建融資利子助成							
	P8 持ち家住宅建築促進助成金		○	○				

**生活再建支援制度について** 住宅が半壊または大規模半壊で、そのままにしておくとは非常に危険であったり修理するには高額な経費がかかるため、住宅を解体した場合は、解体世帯として全壊世帯と同様の支援が受けられます。また、敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により住宅を解体した場合は、敷地被害解体として全壊世帯と同様の支援が受けられます。

## 被災者生活再建支援制度

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	△	△

### 内容

被災者生活再建支援法に基づき、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。

### 対象

住宅が全壊または大規模半壊した世帯

※大規模半壊、半壊、一部損壊住宅の敷地に被害が生じた場合で、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため住宅を解体した場合は、全壊と同等の支援が受けられます

### 支給額

#### ①基礎支援金

住宅の被害程度に応じて支給される支援金

り災区分	世帯区分	支給額
全壊・解体	複数世帯	100万円
	単身世帯	75万円
大規模半壊	複数世帯	50万円
	単身世帯	37万5千円

#### ②加算支援金

住宅の再建方法に応じて支給される支援金

り災区分	再建方法	支給額	
全壊・解体	建築・購入	複数世帯	200万円
		単身世帯	150万円
	補修	複数世帯	100万円
		単身世帯	75万円
大規模半壊	建築・購入	複数世帯	200万円
		単身世帯	150万円
	補修	複数世帯	100万円
		単身世帯	75万円
貸借	複数世帯	50万円	
	単身世帯	37万5千円	

※加算支援金を重複して受け取ることはできません

(例) 住宅全壊後、一時的に賃貸アパート等に居住した場合には加算金50万円を受け取ることができず、その後住宅を補修しても、

受け取れる金額は100万円からすでに支給された50万円を差し引いた50万円です。

### 申請期限

#### ①基礎支援金

災害のあった日から25カ月以内  
(令和2年10月5日(月)まで)

#### ②加算支援金

災害のあった日から37カ月以内  
(令和3年10月5日(火)まで)

### 手続きに必要なもの

#### 【共通】

- ・り災証明書
- ・預金通帳の写し

#### 【解体した場合】

- ・解体証明書
- ・滅失登記簿謄本
- ・敷地被害証明書類(敷地被害解体)

#### 【加算支援金】

- ・住宅の建設・購入、補修、借家の賃貸借についての契約書などの写し

### 受付・問い合わせ

町民福祉課福祉グループ ☎26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)